忍性律師の慈善事業観

前谷　彰（恵紹）
（高野山大学）

はじめに

忍性律師（良観房）は鎌倉時代の真言律宗の僧で、叡尊の後を継いで戒律の普及に尽力し、非人・病者の救済をはじめ、道路の修築や架橋などの慈善事業に生涯を捧げた高徳の僧としてよく知られている。真言律宗は、この叡尊と忍性の二代にわたって目覚ましい慈善事業を展開したが、その隆盛は意外にも短かった。そこで、忍性亡き後、真言律宗は何故衰退の一途を辿って行ったのか。その理由を、忍性の慈善事業観を中心に探って行くことにする。そして、この考察が現代日本における社会福祉や医療の領域に横たわる、様々な問題と課題を考究して行く上での一助となれば幸いと考えている。

一　叡尊と忍性の慈善事業観

忍性は延応元年（二十三歳）に叡尊から十重戒を受け、さらに翌年通受戒を受けて、寛元三年（二十九歳）に家原寺において別受戒を受けて比丘となり、名実ともに叡尊の弟子となった。そして、三十六歳になって関東へ下るまで

の七年間、叡尊とともに大和の諸寺を舞台に慈善救済事業を行っている。そこで、今は二人の慈善事業観を知るために、両者の願文を次に引用するが、まずは叡尊の願文から見て行くことにしよう。(1)

歸命十方一切佛　教理行果四法寶　聲聞緣覺及菩薩　慈悲覆護照二我身一
今生疾發二堅固心一　生々世々永不レ退　二十五有所生處　教二化同類一發二大心一
師範　親及眷屬　一念微資恩所等　善惡生所昇沈報　隨順教化離二惡心一
歸依三寶及戒藏　發二起無上大覺心一　生々修二習大悲行一　終得二菩提涅槃果一
唯願當來所生所　値二遇三寶一聞二正法一　如レ理思惟如レ說行　還以二四法一施二有情一
願以二諸聖威神力一　滅二除睡眠一常聰明　聞思修習諸佛教　生々世々無二忘失一
以二大法雨一潤二一切　枯稿衆生一生二大芽一　展轉增二長覺樹王一　無量衆生入二佛道一
誓願今身盡二來際一　所有財寶及身命　若有二勝利一來乞求　惠施教化令二發心一
誓願今身盡二來際一　斷レ惡修二善利生願一　任運憶持永不レ退　所受禁戒不二故犯一
誓願今身惡二來際一　若有二怨等一所二逼惱一　不レ起二一念瞋恨心一　慈心教化趣二大乘一

―以下略―

この『西大寺敕諡興正菩薩行實年譜』（以下『行実年譜』と略す）における、「随順教化離悪心」「恵施教化令発心」「慈心教化趣大乗」等の表現から、叡尊は衆生を教化し、仏道に趣入させることによって衆生を救済することが重要であると考えていたことがよく分かる。また、「滅除睡眠常聡明」や「枯稿衆生生大芽」という表現からは、叡尊が衆生を救済するにはまずめざめさせ、仏の教えによって智慧を発露させることが大切だと考えていたと言える。

これに対し、忍性はどうであったかについて、次の「十種大願」を見て行くことにしよう。(2)

一、随二力所一堪紹二隆三宝一、今日云法欲滅時、一日一夜間護持勝三於供二養百憶那由他諸仏一

二、三時勤行、二時談義首、二時等出仕非二病患急一、縁者不レ可懈レ之

三、三夜一鉢、自遊行時、必身持レ之、不レ令二人持一畢命為レ期

四、乗輿乗馬悲二病患一可レ停レ之

五、受二別請一□尽形止レ之、梵網仁王等所レ制故

六、孤独、貧窮、乞人、病者、腰居等首、牛馬等、捨二道路頭一之類、随レ力憐二愍之一

七、嶮難造レ道、水路亘レ橋、无レ水所堀レ井、山野殖二薬草樹木等一、是則無遮平等之善根、諸経多羅勤レ之功徳大故、

八、於レ我作二怨害一、致二毀謗一之人、作二善友一思、為二済度之方便一、惣是安忍行、又同二文殊願一故

九、用二黙心（点カ）一事永禁レ之、中食菜但可レ用二二種一、凡殊用功多食物等断レ之、所謂粽飯不レ可レ用レ之、大小柑子、干菓糖、甘葛等者、一向譲二病者一、於二自身一一期不レ受二用之一、

十、已上所レ修願行功徳、若有二勝レ利者一、一分不レ留二我身一、悉施二与十方界衆生一、一々衆生尚悪業所レ牽（堕カ）、随二在悪趣一者、願成二吾一人罪一、大悲代受レ苦无辺三宝三界詣天悉知二証明一、敬白、　関東極楽寺沙門忍性

このように、大願とは言っても叡尊の願文とは違って、衆生教化云々に関する内容は全く認められないと言ってよいであろう。十種大願の中で、第一から第九までは、忍性自身に課した誡めを表明しているに過ぎず、衆生を対象とした願は第十願だけである。

中村元はこの十種大願によって、「このような崇高な精神はインドの伝統的保守的な大教団（小乗）においては、

かつて表明されることがなかった。これは全く大乗仏教の求道者の理想である」と忍性を絶賛し、[3]守屋茂もこれに賛同しているが、[4]果してそうであろうか。ここに見られるような忍性の慈善救済観が、大乗仏教の求道者の理想として絶賛に値するものならば、何故忍性入滅後、真言律宗教団は衰退の一途を辿らざるを得なかったのか。この問題にもう少し深く立ち入るために、今度は忍性を別の角度から見てみることにしよう。

二　忍性の資質とその事跡

師叡尊の著した『金剛佛子叡尊感身學正記』（以下『学正記』と略す）「中」によれば、忍性は次のように評されている。[5]

忍性良勸房出家以後。發二興法利生之願一。但鈍機始レ學不レ烟二他人一。

また、『興正菩薩教訓聴聞集』でも、忍性自らのことばとして、次のように伝えられている。[6]

良観房学問非二我身器故無レ力一。

結局、これら二つの記事は、忍性が衆生を教化し得るほどの学僧ではなく、学問には愚鈍であったということを表明しているのである。守屋茂はこれらの記事によって、忍性が「むしろ学問の示すところを勇敢にかつ黙々と実行する型であったものの如く、また当時の社会情勢からしても、こうしたことは緊要であったことも、彼をして敢えてこうせしめた大きな誘因であったろう」[7]と、あくまでも忍性の資質を賛美する方向へと論を展開している。しかし、日蓮の『賢愚問答鈔』では、日蓮が忍性の慈善救済事業を讃歎しながらも、最後に「智人云、汝無下愚也」と非難する一文が認められる。

つまり、ここでの「智人」が学問に長じた学僧を意味するとすれば、当時、「忍性＝愚」という世評が存在していた可能性も考えなければならないのである。もちろん、学問的に愚鈍であると評されていたからといって、その要素だけで忍性の資質を推し量ることなど到底不可能であり、またそれはとんでもない礼を失した論述へと展開して行くことは十分承知している。従って、ここでは、忍性が学究派ではなく、実践派の僧であったという表現にとどめ置くのが妥当であろう。

先に見た「十種大願」によってみても、忍性が持戒堅固にしてすこぶる強い衆生救済観を持つ高徳の僧であったことは、その事跡を見ると言うまでもないことである。『性公大徳譜』によれば、彼は生涯において百八十九ヵ所に橋を架け、七十一ヵ所の道を造り、三十三ヵ所に井戸を掘っている。また、『本朝高僧伝』等の記事を総合してみると、これらの土木事業以外に、所度の弟子二千七百四十人を度し、八十三の伽藍を創建し、一切経を十四蔵に渡し、地蔵菩薩像を画いて千三百五十五人に施し、三千三百六十巻の戒本を摺写して僧に与え、水田百八十町を三十二の聖地に寄進している。さらに、五ヵ所に療病宅・浴室・乞丐屋を置き、布衣三万三千両を乞丐に施すなど、その慈善活動には想像を絶するものがある。

また、忍性は若い頃から慈悲心深く、二十四歳の頃からもっぱら僧衣の洗濯や僧房の掃除をこととして、その間に常施院を建てて病者を扶け、悲田院を修めて乞丐を救済し、歩行困難な疥癩者を背負って供養のために奈良と京都を往復し、必要に応じて自らの衣服を非人に恵んだこと等が、『性公大徳譜』や『元亨釈書』に記されている。

さらに、『本朝高僧伝』の記事にどれ程の信憑性があるか否かの問題は残るが、彼が二十七歳の時には、丈六の文殊像を造って般若寺に奉安し、先妣の十三回忌の法要を営み、十八ヵ所の癩宿の病者千人に飯食を施した等、その慈

善救済活動は実に多岐にわたっている。

また、『本朝高僧伝』によれば、文永十一年（忍性五十八歳）に飢饉のために多くの餓死者が出たので、忍性は飢人たちを大仏谷に集めて五十余日間施粥を行い、弘安六年（忍性六十七歳）には疫癘が流行したため、病者を極楽寺門前に集めて毎日僧徒によって療養を加えさせている。さらに、翌弘安七年には祈雨によって効験を表し、これらの請雨止雨は二十数回に及んだが、効験のなかったことはほとんどないと伝えられている。

このように、『本朝高僧伝』などは忍性の慈善救済事業についての多くの記事を伝えているが、衆生教化に関わる記事は全く認められないのである。これらの伝記資料記事の信憑性に関わる問題は残るが、ここで言い得ることは、叡尊が衆生教化活動に力点を置いていたのに対し、忍性はもっぱら土木事業と困窮者救済活動に終始したということである。叡尊は学究派であると同時に、その理念をもとに衆生教化活動を行った実践派でもあったが、忍性はその師叡尊をして「鈍機にして学を始むるも他人を益せず」と言わしめたように、教化活動を行うことのなかった実践派であったと結論することができるであろう。

但し、忍性の事跡を窺ってみるに、叡尊のそれとの差違は、前者がすすんで土木事業を行ったのに対して、後者は地中の虫類を殺してはならないと説く『四分律』の教えを頑に守ろうとしたところにある。このことに関して、釋舎幸紀は、自宗の永続的発展を願い、教学を整備し後進を育成することによって西大寺流の教団を確立することにその視点を置いた叡尊と、他宗と激しく競う新興の鎌倉の地にあって、『四分律』の禁じている土木事業さえも行い、社会活動を展開せざるを得なかった忍性との間に、その差異が存すると分析する。そうして、さらに殺生禁断に関して、殺生禁断を行うことはよいことだが、それによって漁夫や猟民は生業を失い経済が圧迫される。生業を失うものから

すれば、律僧の一方的な善意に過ぎなかった面もあり、この善意による矛盾が叡尊と忍性の土木事業の中にあったと言うのである。(8) この見解は非常に的を得ているが、この問題に関しては再度後に考察することにする。

三　忍性と文殊信仰

忍性が幼くして母を失ったことをきっかけに、幼少の頃から文殊信仰を行っていたことは、『学正記』上に次のように記されている。

流レ涙答曰。某甲爲二父母一男。故父母共崇異也。就中母殊悲哀過二于常例一。母爲レ病侵命迫旦暮。願見二沙門形一。故俄剃髪着二法衣一。彌悲二將來一。夏冬無レ恃。而不レ厭二穢土一。不レ近二欣淨土一。唯悲二忍性將之憂苦一。而息絶魂去。於レ是某甲齡十六歳。報恩謝德無レ力。拔苦與樂失レ術。唯仰二本尊文殊威力一。當十三年忌辰。奉二圖七躰文殊一。安置二當國七宿一。毎月二十五日。一晝一夜不斷令レ唱二文殊寶號一。―以下略―

『性公大德譜』でも、同様の記事を伝えている。しかし、文殊信仰と忍性の慈善救済活動とがどのように結び付いたのかという疑問が生じて来るが、『性公大德譜』に忍性が二十四歳の時に大悲菩薩覚盛から『梵網経古迹記』の講義を聴いて無常を感じ、身財を捨てて貧窮者に施与し仏像を画く志を立てたという記事が残されている。これが事実であるか否かは別としても、『学正記』上に忍性が叡尊に文殊信仰をすすめた記事が認められることから、彼が文殊を篤く信仰していたことだけは確かと見てよいであろう。

忍性自身、寛元元年（忍性二十七歳）に文殊像を造って般若寺に奉安して法要を営んで以来、叡尊とともに数回にわたって文殊供養を行っているが、建長四年（忍性三十七歳）に関東に下ってからは、彼が文殊供養の法要を営んだ

という記録は一切残っていない。確かに、『性公大徳譜』などでは彼が毎日三坐の勤行の際に、文殊の呪千反を称えることを忘れなかったと記されているが、それはあくまでも彼自身の文殊信仰の領域に属するものであって、衆生に文殊信仰を浸透させ、その信仰を通して衆生を教化しようとしたわけではないのである。

叡尊は宝治元年五月二十五日に、忍性らとともに発願状を奉上し、そこでは文殊信仰による困窮者救済と殺生禁断の重要性が表明されている。(9) しかし、叡尊の事跡を辿ってみると、仁治二年（一二四一年）から文永三年（一二六六年）までの間におよそ六回の文殊供養及び施食等の慈善事業を行っているが、文永四年以降はもっぱら殺生禁断と授戒を中心とした教化活動に力を注いでいる。叡尊が文永四年以降文殊供養を行わなくなった理由は定かではないが、その年は忍性（五十一歳）が北条時頼に極楽寺の開山に招かれ、彼が北条氏との関係を強め、極楽寺を鎌倉での西大寺系律宗教団の中心として頭角を現して行く契機となった年である。

叡尊は生涯を通じて慈善事業を行うにあたって、時の為政者に頼ることなく、もっぱら地方の荘官や名主層の篤志によった。これに対し忍性は、関東に下向してからはもっぱら北条氏の庇護を受け、極楽寺長老、摂津多田院別当、鎌倉永福寺・同五大堂明王院・同大仏浄泉寺別当、東大寺大勧進、四天王寺別当と、次々に要職を歴任し、華々しい生涯を閉じた。

すると、このような慈善活動における姿勢の違いが、両者の関係を複雑なものにした可能性は十分考えられ、叡尊が忍性によってすすめられた文殊信仰から遠ざかり、晩年は文殊供養を行うことなく、殺生禁断と授戒による教化活動に終始することになったという考え方も十分可能であろう。しかし、どの記録を見ても両者の疎遠を記す記事はなく、叡尊は正応元年、入滅の二年前に忍性に伝法灌頂を授けている。このことから考えて、両者には最初からその資

質の違い故に、おのずと慈善事業観も異なっていたとみるのが妥当ではないだろうか。

四　真言律宗衰退の理由

叡尊は戒律の復興に重点を置くと同時に、人民救済活動を行ったが、しだいに殺生禁断を励行し、受戒・持戒することの功徳や意味を説く教化活動へと傾いて行った。これに対し、忍性は目前の困窮者を救済することに奔走し、本来『四分律』で禁じられている土木工事をも頻繁に行ったが、教学を整備し、民衆を教化し、後進を育成することによって西大寺流の教団を確立しようとする認識に欠けていたのである。

確かに、忍性の慈善救済事業は何人もなすことのできない偉業であったかもしれない。しかし、忍性も持っていたであろう確固たる戒律観がいかなるもので、受戒・持戒することがいかなる功徳を有するのかを明確に説き得てこそ、「教化」であり「興法利生」と言えるのではなかったか。

目前の貧窮者に施食することは善行（ある意味でのボランティア活動）ではあるが、それが真の意味での救済に繋がるかというと、そうではない。貧窮者が物質的のみならず精神的にも豊かになり満たされてこそ、真の救済と言えるのである。

叡尊は衆生を教化し、仏道に趣入させることによって救済しようとしたことに加え、西大寺流の教団発展のための新たなシステムを構築しようと努めた。そして、ある意味で「めざめ」と「いやし」の両面を満たす救済活動を行おうとした。ところが、忍性は人々を「いやし」の部分だけで救済しようとしたのである。しかし、真言律宗教団が衰退の一途を辿ったのは、忍性だけの責任ではない。叡尊の慈善救済観にも、真言律宗衰退の落し穴があったと言わざ

るを得ない。このことについて、繹舎幸紀は次のように分析する。[10]

叡尊や忍性の行った社会事業は、教学の実践であった。教化の手段としては大いに役立ったが、戒律を直接に社会に持ちこむには無理があった。―中略―社会事業による人心掌握とは宗教本来の姿とは無関係なものである。戒律の復興という延長線上にあって、確かに庶民化を進めたとはいえるが、兼学兼修という繁雑さを含め、戒律の要求するところが人々に受け入れられなかったからであろう。

これが、叡尊が励行した殺生禁断が持つ落し穴であると言っても過言ではない。しかし、現代日本は高齢化社会の直中にあり、格差社会はますます拡大しつつある。このような状況下にあって、社会福祉や医療の現場は従来のやり方で維持存続できるのかという、深刻な問題に直面していると言える。

この稿において、その解決策や新たなシステム創りを提案するつもりはないが、真言律宗衰退の原因がどこにあったのかという本稿での考察を通して、「めざめ」と「いやし」の両面を満たす新たな社会福祉論や医療論構築に向けて、はたして仏教がいかなる役割を担い得るかどうかについて、真剣に議論されなければならない時が来ていると思われるのである。

註

（1）『西大寺敕諡興正菩薩行實年譜』本稿の考察では『西大寺叡尊傳記集成』（奈良国立文化財研究所監修）所収のテキストを用いる。

（2）守屋　茂『日本社会福祉思想史の研究』（昭和六十年）二四四頁より引用

（3）中村　元「忍性の社会活動」『日本宗教の近代性』（昭和三十九年）八九頁

（4）守屋　茂　前掲書二九八頁
（5）『西大寺叡尊傳記集成』所収
（6）『興正菩薩教訓聴聞集』二十三
（7）守屋　茂　前掲書二九六頁
（8）釋舎幸紀「叡尊と忍性の社会事業」『日本仏教学会年報』六十四号（一九九五年）二〇六頁―二〇八頁
（9）『行實年譜』巻中の願文状では「學行文殊　憐愍一切　貧窮孤獨　受苦衆生　威力所及　禁斷殺生　受生國土　永無逆縁」等の文言が見える。
（10）釋舎幸紀　前掲論文二〇八頁―二〇九頁